

## 具体的施策（案）に対するご意見等について

8月17日の第2回松本市多文化共生推進協議会でのご意見及び欠席された委員からの聴取結果をまとめ、ご意見を反映した内容等について、報告するものです。

### 1 意見の区分

区分	内容
ア 反映する意見	意見の内容を反映し、案を修正したもの
イ 趣旨同一の意見	意見と同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの
ウ 参考にする意見	案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの、または検討の結果、反映が難しいもの

### 2 意見の概要

No.	意見の概要	区分	素案
1	事故・病気など、有事の際にどうすればいいか不安を抱えている外国人は多い。有事の際の yes/no フローチャートを家庭に備えている国もあるので、緊急時用の冊子を作ってもいい。	参考	P13 No. 2
2	1-1-3「生活情報の多言語化」について、担当課は、生活保護課、市民課となっているが、なぜこの2課だけ選ばれているのか。他にも多言語化すべき情報はあると思われる。	反映	P14 No. 11
3	・1-2-1「地区キーパーソンの募集・掘り起こし」について、地区での掘り起こし以外に、子どもがいる家庭であれば学校、いない家庭であれば、企業での掘り起こしが重要になるのではないかと。 ・キーパーソンを広く周知、募集することを検討してはどうか。	反映	P15 No. 13
4	多文化共生プラザの相談事例を整理し、個人情報には配慮しつつ、市民に公開してはどうか。	反映	P17 No. 23
5	・多くの日本語教室がボランティアの高齢化に悩んでいる。 ・技能実習生の日本語教育もボランティアが担っている状況にある。 ・ボランティア不足解消の一助として、有償化を検討できないか。	参考	P18, 19 No. 25, 32
6	入学・進学前ガイダンスの参加率が低いという課題がある。外国人保護者も各学校の説明会であれば、参加するため、説明会に合わせガイダンスの内容の動画を流すという方法をとるのはどうか。	参考	P20 No. 38
7	学校からの難しい文書が多い。難しい内容に、フリガナを振っても分からない。やさしい日本語も利用してほしい。また、学校文書のテンプレートを作成している自治体もあるので、参考にしてほしい。	反映	P21 No. 41

No.	意見の概要	区分	素素案
8	保護者の支援、保護者とのコミュニケーションに関して、現在も通訳・翻訳等を実施していると思うが、プラン施策として明文化してはどうか。	同一	P21 No. 47
9	外国人従業員を求めている企業の洗い出しはできないか。	参考	P29 No. 90
10	起業支援に関する施策が、第2次プランから削除となっているが、世界に目を向けると、裕福で能力の高い外国人材を自国に呼び込んで起業してもらおうと必死に努力している様子が見える。遠い将来になるかもしれないが、松本市でもそういった取り組みを検討し始めることに意義があるのではないか。	反映	P29 No. 94
11	第2次プランから「難民の第三国定住について研究する」という施策が削除となっているが、世界的に見れば移民と難民はセットで考えるものであり、優れた難民政策は優れた移民政策の参考になり得るものである。第2次プランからの継続として、地域住民への情報発信というかたちで残せないか。	反映	P33 No. 107
12	・柳川市の「やさしい日本語ツーリズム」など、一歩進んだ「やさしい日本語」の取り組みを参考にし、防災以外の分野でも「やさしい日本語」の活用を進めてほしい。 ・企業、医療機関にも「やさしい日本語」を広めるには、メリットとなる仕組みが必要。「やさしい日本語対応事業所」などとして、市HPに公開する仕組みなどはどうか。	参考	P34 No. 112
13	・キーパーソン・ネットワークが形成されないと、他の枝葉の部分が施策として実現できないので、きちんとやってもらいたい。 ・いかに困窮、孤立している外国人に手を差し伸べるか、ということが大事になる。そのためには、役所内の縦割りの垣根を取り払い、各課が共通意識をもってどう動くかが大事。特に、地区にキーパーソンを置くという方向で進めているので、地域づくりセンターが何をすべきかを明確にしておく必要がある。	参考	P36 No. 120 ～122

### 3 一部施策の再検討結果について

#### (1) 2-1-3 「高校進学率を含む進路状況の調査」について

現状、対象生徒の日本語力についての資料を作成し、入学先の高等学校に送付しているため、現状に合う施策に変更します。

【変更後】対象生徒の日本語力について、入学先の高等学校に送付（素素案P23、No. 53）

#### (2) 3-3 「医療」分野における取り組みについて

これまで、医務課、病院局を担当課としており、第3次プランにおいても、引続き同課が施策実施を担いますが、令和3年4月に松本市が中核市に移行になることに伴い、市保健所が設置されるため、一部取り組みについて、市保健所も併記します。（素素案P30～31、No. 98～101）